平成２０年（ネ）第３２８２号　損害賠償請求控訴事件

陳　述　書

大阪高等裁判所　第２民事部　御中

２００９年５月　　日

控訴人　　松本　修　㊞

原判決全文を読んで、私は、そのあまりに乱暴・稚拙な内容に、愕然とし、正直なところこの判決を下した裁判長が果たして「法の番人」足り得るのだろうかと強い疑念を抱き、同時に、この国の民主主義が壊されていくと強い恐怖心に怯えました。

私は、憲法の実効性を担保するものと言える「教育基本法」改正議論渦中における本件タウンミーティング（以下ＴＭと称す）において「参加し発言する機会」が不当に奪われたことを見過ごしてしまえば、憲法第１２条で謳う「国民の不断の努力」を放棄することになるという強い危惧から提訴しました。

ＴＭの公益性は明らかです。ＴＭを提唱した当時の小泉首相は「国民との対話を通じ…国民が政策形成に参加する機運を盛り上げていくこと」（2001.5.7小泉首相所信表明演説）と言い、タウンミーティング調査報告書も「内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くとともに国民に直接語りかけることにより、内閣と国民との対話を促進することを目的として始められた事業。（タウンミーティング調査委員会調査報告書１頁）」「直接民主主義的手法により民主主義のプロセスを充実させる施策として極めて重要な施策である。タウンミーティングの意義は、政府（閣僚）と国民との『双方向』のコミュニケーションという点にある。（調査報告書５８頁・國廣委員補足意見）（傍点は引用者）」と述べています。

この公的なＴＭを成功させるためには、オープンな応募と公正な参加者決定は不可欠です。しかし、公正な参加者決定は実行されませんでした。このことは原審でも認定されています。

不正があった事実を認めながら、「原告らが本件ＴＭに参加し意見を述べる権利は保障されていない。法的保護に値する利益ともいえない。」とする原判決は全く納得できません。確かに、原審では、もし参加できたらこういう意見を表明したかったという主張はしましたが、それは、「公正な参加決定が行われ、それによって参加する可能性が摘み取られず、その結果参加できたのなら」と応募した意図を述べたまでです。原判決は、このような誰が聞いても明らかな趣旨を大きく勘違いしてしまったと思います。

「原告松田及び原告松本については、意図して落選させたわけではないから平等権の侵害ではない。」と原判決は述べています。これもまた判断を誤っています。問われているのは、パブリックなフォーラムである本件ＴＭの参加者決定が公正な方法で行われたのか、です。「意図して落選させていない」＝「公正に選別した」という方程式は成立しません。

「特定の者を落選さるために末尾の番後５と９を排除した」ことは明らかに不正です。では、末尾の番号７はどうなのか？「担当者・伊佐敷氏がたまたま頭に浮かんだ数字」ということに関しては原判決は不問にしています。しかし、こんな言い逃れは行政の場では通用するわけがありません。なのに、どうして、市民が信頼し、頼りにする最後の拠りどころである裁判では通用してしまうのでしょうか？

一例をあげます。私は京都市職員ですが、京都市では、ホームレスの方を入所させ、居宅を確保し安定した自立生活ができるよう支援するホームレス支援事業というのがあります。数少ない入居数に対しそれを上回る応募があり、毎回抽選が行われます。その方法は実に公正で透明です。道具はみなさんご存じの「がらがらポン」です。まず、入居室数の赤玉（当選用）が用意されます。そして応募者総数からその赤球を差し引いた白玉（落選用）が用意されます。それらすべての球を応募者の

皆さんに目で確認してもらい、それから「がらがらポン」に入れ、抽選します。そこには不正は存在しません。もしも、その場で、担当者が頭に浮かんだ数字を入居者としたと発表したらどうなるでしょうか？　不満が爆発し、収拾がつかなくなるのは目に見えています。

担当者の脳裏に浮かんだ数字は、その担当者の脳内を覗くわけにもいかないから、不正という証拠はない、そんな主張がまかり通っていいわけはありません。宝くじの担当者にそれが許されるのなら、その担当者は億万長者となります。

数字の７はラッキーセブンと言われるように多くの人が愛する数字です。野球でも７回には風船が飛び交います。なぜ７がアンラッキーの数字になったのか？　どこで公正であることが証明されたのか？

憲法は、被治者が統治者に権力を託す時の約束事であり、統治者を被治者がコントロールするためのルールです。個人の活動、人権や自由を権力の不当な抑圧から守るものです。国家権力は、行政は、個人の思想、信条を侵してはならないというのが近代立憲政治の到達点です。だからこそ権力を行使する立場に立つ公務員は、採用の際に憲法を遵守することを宣誓します。

日本国憲法も、思想及び良心の自由を第１９条で謳い、表現の自由を２１条で謳っています。基本的人権である表現の自由とは、公的な場における表現の機会は奪うことができないということも意味します。

しかし、本件ＴＭにおいては、上述したようにこの権利が踏みにじられたのです。国と京都市教委による意図的応募者工作が行われて「参加者多数」状況がねつ造され、故意に抽選の必要性が作られたにもかかわらず、不正及び全くわけのわからな数字ゲームよって公正な参加者抽出も行われることなく、末尾の番号７は排除され、基本的人権である表現の自由・公的な場における表現の機会は奪われました。

ＴＭを提唱した小泉首相がいう「国民との対話を通じ…国民が政策形成に参加する機運を盛り上げていくこと」は憲法を内実化させる待ち望まれたことでした。た

とえ、それが、サウンドバイト的なパフォーマンスであったとしても、パブリックなフォーラムである以上、いかなる市民であれ、応募し、公正に抽選され、政府関係者の意見を聞き、可能ならば、重要な国策・教育基本法について意見を述べ、「政府（閣僚）と国民との『双方向』のコミュニケーション」が図られ、それにより市民の意見が国政に反映されることを期待することは、その時期の情勢から当然のことでした。しかし、その期待と参加する機会は不当に踏みにじられたのです。「あの時、もしも、全国のＴＭが広い市民参加のもとで開催されていて…」と悔やんでも時計は元に戻せません。

しかし、本件ＴＭでの不正・基本的人権の侵害を糺すことは、一市民が、真の意味で「直接民主主義的手法により民主主義のプロセスを充実させる施策」を再度問いただし、憲法を充実させていくことを求めていく重要な行為であると信じています。

釈迦に説法となりますが、憲法第７６条は、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職務を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」とあります。この裁判によって、事実が明らかになり、公正な判断により原判決が取り消され、本件のような不正と人権侵害が再発しないように望んでいる多くの市民の願いが叶うよう適切な判断が行われることを切望します。